

国自安第 173 号
国自旅第 320 号
平成22年3月29日
一部改正 平成23年2月18日
一部改正 平成23年7月12日
一部改正 平成26年1月27日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東及び近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局安全政策課長

自動車交通局旅客課長

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき実施する一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減に伴う違反点数の特例措置について

準特定地域におけるタクシーの需給バランスを改善するためには、需要の減少に歯止めをかけつつ、新たな需要を開拓するのみならず、一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）による供給輸送力の削減を図ることが必要である。

このため、タクシー事業者が、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第11条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた活性化事業計画に定める同条第3項の事業再構築に基づき供給輸送力を削減する場合における「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号。以下「局長通達」という。）記2.「法令違反に係る点数制度」の特例措置を下記のとおり定めたので、遺漏なきよう取り計らわれない。

記

1. 定義

(1) 本通達において使用する用語は、法及び局長通達において使用する用語の例による。

(2) 本通達において「認定日」とは、活性化事業計画の認定日とする。

本通達において「基準日」とは、準特定地域の指定時（準特定地域から継続して指定された場合及びその後特定地域から継続して準特定地域へ指定された場合は、当該継続して指定された最初の準特定地域の指定時、当該営業区域において個別に講じている施策に基づき、地方運輸局長が特別な配慮が必要と認めて別途公示した日がある場合にあっては当該公示日）とする。

(3) 本通達において「認定日車両数」とは、活性化事業計画の認定日における、認定事業者の当該準特定地域内の営業所に配置する一般の需要に応じることができる一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車（法第2条第9項に規定する事業用自動車。以下「タクシー車両」という。）の合計数とする。

本通達において「基準車両数」とは、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」（平成26年1月24日付国自旅第406号。以下「準特定地域措置通達」という。）I. 2. に定める基準車両数とする。

ただし、改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「旧法」という。）に基づく特定地域に指定されており、引き続き法に基づく準特定地域に指定されている営業区域の事業者にあつては、「特定特別監視地域において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」（平成19年11月20日付国自旅第208号）に規定する特定特別監視地域に指定された時点、旧法に基づく特定地域に指定された時点又は準特定地域措置通達I. 2. の基準車両数のいずれか最も多い車両数とする。

(4) 本通達3. に定める特例措置は、国土交通大臣（共同事業再構築に係る事項が記載されていないものは、地方運輸局長又は沖縄総合事務局長）の認定を受けた活性化事業計画であつて、次に掲げる要件全てに該当するもの（以下「認定活性化事業計画」という。）を作成したタクシー事業者（以下「認定事業者」という。）について適用する。

① 活性化事業として、輸送の安全性の維持・向上及び運転者の労働条件の悪化の防止・改善に関する事項を定めていること。

- ② 事業再構築として、供給輸送力の削減を定めていること。
- (5) 供給輸送力の削減の方法は、準特定地域措置通達Ⅱ. 7. に定める減車（認定事業者による当該特定地域内の営業所に配置する一般タクシー車両の合計数を減少させる事業計画の変更の実施が確認されたものに限る。）とする。

2. 安全対策及び減車の確認方法

- (1) 認定事業者は、3. (1) の措置を受けようとする場合には、地方運輸局自動車交通部（沖縄総合事務局運輸部を含む。以下同じ。）に対し、供給輸送力の削減が完了した後、当該準特定地域の指定が解除されるまでの間に、違反点数の特例措置届出書（以下「届出書」という。）を提出しなければならない（ただし、当該認定事業者に対する監査等の実施日から、当該監査等の結果に基づく行政処分等が確定するまでの間に提出された届出書については、当該行政処分等の確定時に提出されたものとみなす。）。

なお、当該届出書には、次の書面を添付しなければならない。

- ① 1. (4) ①の実施計画及び実施状況に関する書面
 - ② 減車（タクシー車両以外への用途変更等を除く。以下同じ。）したタクシー車両が抹消登録等により使用権原が消滅したことを証する書面
- (2) 地方運輸局自動車交通部においては、認定事業者が認定活性化事業計画に基づき実施した減車について、管内各運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）から営業所毎の減車報告を受け、確認する。
 - (3) 地方運輸局自動車交通部において、減車の実施を確認した場合には、旅客第二課長（北陸信越運輸局自動車交通部及び四国運輸局自動車交通部は旅客課長、沖縄総合事務局運輸部は陸上交通課長。以下同じ。）は減車連絡書を作成の上、首席自動車監査官（沖縄総合事務局は、監査指導課長。以下同じ。）あてに通知する。
 - (4) 首席自動車監査官は、旅客第二課長からの減車連絡書により減車を確認する。

3. 安全対策及び減車の実施による局長通達の特例措置

- (1) 首席自動車監査官は、2. (4) により減車を確認した場合には、認定事業者の認定日車両数から減車した車両の割合に乗じて得た点数（小数点以下を切り捨てる。）を届出時違反点数から減ずるものとする。

ただし、基準日から届出日の間に自動車その他の輸送施設の使用停

止以上の処分となる法、道路運送法（昭和26年法律第183号）又はタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）の違反が確認されていない場合には、「認定日車両数」とあるのは、「基準車両数」と読み替えて適用することができる。

(2) 届出時違反点数より減ずる違反点数の扱いについては、次のとおりとする。

① 届出時違反点数が1回の行政処分のみで付されている場合には、その違反点数より減ずるものとする。

② 届出時違反点数が複数回の行政処分で付されている場合には、複数回中、付されてからの経過期間が短い違反点数から順に減ずるものとする。

(3) 次に掲げる場合には3.(1)の効力を失う。

① 2.(1)①が実施されていないと認められたとき。

② 2.(1)の認定活性化事業計画の認定が取り消されたとき。

附則（平成23年 2月18日付け国自安第151号、国自旅第203号）

1. 改正後の通達は、平成23年2月18日から施行する。

附則（平成23年7月12日付け国自安第3号、国自旅第3号）

1. 改正後の通達は、平成23年7月12日以降に提出のあったものから適用する。

附則（平成26年1月27日付け国自安第254号、国自旅第423号）

1. 改正後の通達は、平成26年1月27日から施行する。